



第十三卷 第三號

昭和三年七月一日發行

(通卷第五十一號)

研 究

ペリー渡來の際に於ける國論の歸趨

井野邊 茂雄

嘉永六年六月三日ペリーは、浦賀に入港して國書を提出し日本の開港を促したが、十二日に至り明年三四月の交再び大艦隊を提げて渡來し、國書に對する決答を聞くべしとの言を残して同港を去つた。是時に際し幕府は世界の大勢に鑑み、鎖國政策を固執する意志を有せざりしと共に、難を外國と構ふるを好まず、閣議漸く開國に傾いたけれ

ども、今俄に之を斷行するを憚り、出來得べくば數ヶ年の後まで、之を延期せんとするの策を定めたのである。然れどもなほ其專斷を憚り、廣く公議輿論を取るの必要を感じたるもの、如く、六月二十六日には三奉行、大小目付、三番頭、海防懸へ、二十七日には三家溜詰並に江戸灣警衛の任に當れる會津、彦根、忍、阿越の四藩へ、七月朔日

には諸大名及び布衣以上の諸有司へ、米國の國書を示して其意見を徴した。大名有司等は、七月から九月へかけてそれ／＼意見書を呈出したが、概ね避戰論であつた。然るに世上の史家及び批評家の間には、予の所見と全く相違せる説が行はれて居る。参考として左に列擧すれば、

第一説

幕府は米使呈する所の信書を諸侯に示して、意見のある所を諮ひしに、和交の不可をいふもの多し。……和を明言せし者は、三百諸侯中眞に僅々のみ。美作津山藩主、伊豫宇和島藩主、筑前福岡の藩主、豊前中津藩主、若狭小濱藩主、美濃八幡藩主等は、其執る所の説趣を異にせしミ雖も、要するに無謀の戰を非として貿易を許可せんとの答議を呈せし者也。是等の諸藩、大抵從來蘭書の請習を爲せしものに係れり。

第二説

各意見書中、拒絕論即ち非和論最も多く、且つ有力諸藩概ね之に加はる。……之に反して開國論は僅々數藩

に止まり、且多くは、已むを得ずんば、一時通商を許さんといふに過ぎず。……内閣の權勢の下に在る諸有司の多數が、猶且非和論即ち主戰説を唱へ。……

第三説

諸侯の建白の主旨、大抵異船の渡來は其志覬覦に外ならず、外國貿易は我に害ありて利なく、殊に祖法は容易に變革すべからずといふにあり。……當時賢明の聞えある福井佐賀兩侯の如きさへ、大將軍の職任征夷の二字にありて斷然打拂を主張したり。かく一世の議論雷同に近き間に立ち、彦根侯井伊掃部頭は卓然開港を説き、……其餘開港を可とする者は、僅かに浦賀奉行戸田伊豆守、僞者古賀謹一郎茶、小普請勝麟太郎義、砲術家高島喜平初名四郎、菲山代官江川太郎左衛門英、仙臺藩臣大槻平次溪等の上書あるのみ。皆蘭學の講習により、海外の形勢に通曉したればなり。彼の越肥藩等の上書にも、未だ和親貿易の是なる事を公言せざりき。忌避する所あればなり。

第四説

尾張、水戸、越前、長門、肥前、津、桑名等の強藩十一家は開戦を賭して拒絶すべきを主張し、阿波沼津の二藩は、單に拒絶すべしといひて開戦を云はず、薩摩以下四藩は、決答を延期し、軍備の整ふを待ちて拒絶すべしと論じ、宇和島、加賀、仙臺、肥後の四藩は、暫く要求を容れ、軍備の整ふを待ちて拒絶すべしと議し、或は要求を容るべし或は制限を附して貿易を許すべしと論ぜし者は九藩に過ぎず、且多くは小藩なり。

安藝彦根の二藩は拒否を明言せざりしも、井伊直弼は此時まで純然たる鎖國論者なりしといふ。

第五説

答書を通覽するに、米國の要求を容れ、交易を許容せんとする者數藩に過ぎず、攘夷鎖國論最も多い。但通信通商石炭食料の給與は拒絶するが、漂流民は撫卹すべしと爲すものは少數存在する。……議論の始終を攘夷に置く多數説に對し、少數説は究極に於て鎖國攘夷を理想とするが、其手段として米國の要求を拒絶し、開戦に移るを好まず、決答を延期し、或は寛宥を以て取扱

ひ、其間に軍備を整へんとするのである。數藩の答詞なれども、薩摩、加賀、仙臺の如き大藩の支持する所なるを注目せねばならぬ。……今日吾人の利用し得る上書に於て、諸侯の見解を覗ふに、開國の已むなきを説く十一藩である。……而も彼等の大部分は、蘭學を振興し、新思想に理解ある諸藩であつた。

第六説

其多數の意見の、時日を遷延して許否の決答を與へず我が武備の完成を待ちて、一舉擧攘すべしといふにありしは、以て國論の歸趨をなすべき歟、又中には初より斷然たる攘斥の擧に出づべしと極論せるものあり。福井佐賀兩侯の如き然り、又幕府有司中にも、強硬なる主戰論を把持せしものあり、海防掛目付の如し。……然れども上述の如く、一世の議論雷同に近き有様なる間に立ち、毅然として開國論を主張せし諸侯及び幕吏なきにあらず、彦根侯井伊掃部頭、浦賀奉行戸田伊豆守の如き其例なり。彼等の識見の時流を抜きし所以は、全く海外の形勢を聞知し、耳目の洞開せられた

るに由らざるばあらず。

第七説

諸侯の幕府の諮問に對ふる、激烈なる主戰論を唱へ、攘夷斷行を以て、時務の急に叶ふとするあり。穩和の策に出づるを可とし、斷然たる攘夷を非とするあり。然れども彼理の要求を聽くべからず爲すに至りては、二者皆一なり。偶々互市の許すべきを主張したるも、是れ唯々一二の例外のみ。直ちに米人の來意を斥くる時は、事端を生ずるの虞あるに由り、辭令を盡し權謀を用ゐ、以て明答を與ふるを避け、専ら武備を嚴にし航海を獎勵し、江戸灣の防備を堅くし、以て戰時に應ずべし爲すの説最も多きに居る。

以上は今日までに世に公にせられたる近世史に關する論著中より其論旨のある所を抄出せるものにかゝる。此内第一説乃至第五説は、主戰論が多數意見なりとし、第六第七の兩説は、許否を明言せずして時日を遷延し、其間に武備を整ふべしといふのが多數意見であるといふにあつた。前説の

誤解なるは勿論、後説もまた避戰論なりとするは我等と同論なれども、開國論は少數意見であるとする點に於て、矢張誤解を伴うて居るやうに思ふ就中開國論の提唱者が、新思想の理解者であり、識見時流に卓絶せりと稱するは、兩者に共通せる見解の如くなるも、これまたかく速斷することは出來ない。今試に二三の例を擧げて考察して見よう。

尾張慶恕の建議に曰く、

願立候條々、何れも御祖法に觸、不容易事柄に付、御許容は難相成儀與奉存候。假令一時之無事を希候而、枉而御許可相成候共、彼が貪欲、迺も限りは有之間敷畢竟不奪不廢之場合に至り可申は同前に奉存候、左儀得は迺、餘り御手荒なる御會釋は、事を被求候に當り候得は、辭を順に致、信義を正し、程能御斷に相成候より外に、御取計方無御座哉に奉存候。右之通御座候半に於ては、如何様成野心夷賊たりとも、理不盡に無名之師を興し、有辨之國を攻代候事は有之間敷奉存候

乍去萬一此上も承服不致、無故軍艦を相催、邊を窺候に於ては最早是非に不及儀を奉存候に付、日本の國力を盡し、寸歩も不退、安危を一戰に決候より外は無致方奉存候。

徳川慶篤水戸藩もまた曰く、

願之趣一切御断に相成候は、御書付之通り外夷之者共へ被爲對御失體も無之、大小名末々迄も彌增御威光之程奉畏服候にて可有御座候。夷人共……己れの非分をば不願、却而願御許容無之儀を憤り、軍船數多渡來戰爭仕懸候儀何共難計候間、乍勿論御武備之儀、幾重にも御手厚に被遊、隨而國持始一統へ、覺悟相究候様御觸に相成、夷人共々戰爭仕懸、亂妨狼藉之振舞有之候は、無二念相働、夷人共不殘致退治候様、御仕向け御座候方被存候。……前書之通に御治定にさへ相成居候は、此上異船渡來いたし候共、此方より容易に打拂候義は先御容捨被遊、應接人御撰、幾應にも穩便に理解申含歸帆爲致、御武備御整次第、文政度の振に準し猶又被仰出方も可有御座哉。

松平定猷桑名藩もまた曰く、

通商通信御容之筋は、被對御職掌、決而有之間敷奉存候。……素々兵端我々求而相開き候には、會而不及事に付、随分御答方も被書面に被應、御仕向被成可然候。

尾州藩、水戸藩、桑名藩等は、諸學者で主戰論者とする所であるが、慶恕は「手荒なる御會釋は宜しくない、辭を順にして程能く断る外はない」といひ、慶篤は「打拂は然る可からず、穩便に利解して歸帆せしめねばならぬ」といひ、定猷は「我より兵端を開く可からず」と云つて居る。主戰の意果して何處にありや。然れども大名有司の建議を、一々茲に擧げる事は不可能であるから、二三の例を引證して、參考に供するに留めて置く。讀者若し大日本古文書中の幕末外國關係文書、並に珍奇異聞、嘉永明治史鑑等に掲載せる原文書を披閱せば、蓋し思ひ半ばに過ぐるものがあらう。又

開國論が少數意見であり、且それが新思想の把持者であるといふ説の當らざるは下文に説く所に於て諒解せられやうと思ふ。

幕府が米國の國書を回示せるは諸大名一般であつたが、其答申書の世に傳はるもの、僅に五十八藩と、別に田安一橋の兩家あるのみ、總數の約五分一に過ぎないが、今暫く其存するものに就きて考ふるに、凡そ左の如く分ける事が出来る。

一、開國論

(イ) 和親通商を可とする者、

黒田齊淳筑前藩後ち長薄と改名 溝口直諒新發田藩(前藩主)

池田慶徳因州藩 奥平昌服中津藩

青山幸哉美濃入幡藩 堀直央村松藩

太田道淳懸川藩(前藩主)

(ロ) 年限を定めて通商を許し、利益なくば中止すべし

こいへる者、

中川久昭岡藩 堀田正篤佐倉藩、後ち正職と改名

(ハ) 年限を定めて通商を許すべしと云へる者、

松平齊民津山藩

(ニ) 和親通商を可とすれども、數年の後に於てすべしと云へる者、

伊達宗孝伊豫吉田藩

(ホ) 石炭食料等を供給せんが爲に港を開き、通商は拒絶すべしと云へる者、

松平典則川越藩

(ヘ) 長崎港に於て薪水食料を給與し、通商は内地に於て行ふを許さず、我より進みて咬啗吧に赴き、同

地の和蘭商館を借りて營むべしと云へる者、

井伊直弼彦根藩

(ト) 和親通商も亦不可ならずと云へる者、

淺野齊肅藝州藩 池田慶政備前藩

池田政和備前新田藩 酒井忠義小濱藩

(チ) 米國の要求の内、許容の箇條あるべしと云へる者

木下利恭足守藩

京極朗徹丸龜藩

二、避戰論

(イ) 米國と和親通商するは不可なれど、戰を避くべし
こ云へる者、

徳川慶恕 尾州藩、後ち慶勝と改名 松平定猷 桑名藩

龜井茲監 津和野藩 小出英教 關部藩

伊達宗城 宇和島藩 上杉齊憲 米澤藩

島津忠寛 佐土原藩 細川齊護 肥後藩

細川立則 宇土藩 伊達慶邦 仙臺藩

久留島通胤 胤森藩

(ロ) 米國と和親する能はざる旨を平穩に理解し、承伏
せずば打拂ふ可しと云へる者、

松平齊貴 雲州藩 立花鑑寛 柳川藩

三、拒絶論

(イ) 和親通商を拒絶し、斷然打拂ふべしと云へる者、

鍋島齊正 肥前藩、後ち直正と改名 新庄直虎 麻布藩

(ロ) 和親通商を拒絶し、戰備を講ずべしと云へる者、

徳川慶頼 田安家 徳川慶喜 一橋家

四、拒絶延期論

(イ) 暫く和親通商を許し、武備整ふを待ちて拒絶又は
打拂ふべしと云へる者、

松平忠國 岩村田藩 伊達宗紀 宇和島藩(前藩主)

内藤正義 (世子)

(ロ) 和親通商は許すべからず、されど平和の應接によ
りて戰を避け、武備整ふを待ちて打拂ふべしと云
へる者、

徳川慶篤 水戸藩 堀親義 飯田藩

徳川慶篤 水戸藩

(ハ) 數年間確答を與へずして武備を整へ、然る後拒絶

すべしと云へる者、

島津齊彬薩州藩

松平定保今治藩

五、無定見

定見なし、和戰共に幕命に従ふべしと云へる者、

松平齊憲明石藩

小笠原長國唐津藩

即ち開國論は十九藩、避戰論は十四藩、拒絶論は十九藩、拒絶延期論は七藩、無定見は二藩であつた。これは其論旨のある所により、大體の分類を施したものであるが、詳かに其内容を檢すれば多少の異同がある。即ち無定見の二藩は之を措き、他の諸藩に就きて考ふるに、拒絶延期論者中、内藤正義、松平忠國、伊達宗紀は、暫く和親貿易を許し、武備整ふを待ち打拂ふべしといふので、結論は打拂であるが、現在の處分としては開國論である。徳川慶篤、堀親義は、平和の應接を遂げ、武備整ふを待ちて打拂ふべしといひ、島津齊彬、松平定保は、諾否を明言せずして武備を整へ、然

る後打拂ふべしと云つて居る。これも結論は打拂であるが、現在の處分策は避戰論である。故に現在の政策から云へば、各々開國論又は避戰論者中に加算しなければならぬ。なほ避戰論者中、伊達宗城は、其建白の中に、「内嚴防備期必戰、外示威信貸甘言之意を以、御所置被被爲在候は如何可有御座哉」とあり、所謂「貸甘言」の意を説明して居ないので、避戰論中に入れて置いたけれども、尾張徳川家文書所收徳川慶恕に寄せた書翰によれば試に長崎港を開いて、貿易すべしとの説を唱へて居るから、矢張其意味に相違ない、然らば即ち開國論である。更に拒絶論者中、其(口)項に屬せる人々は、松平慶永の如く「全船を粉碎して神國の御威武を萬國に不被輝候半而は難相成譯と奉存候得共、退而方今之時態を致熟慮候得は、左様にも御取計難被成も無御據次第にて」といひ、南部利剛の如く、「可相成は穩便之御扱を以、御靜謐に相濟

候御策考有之度御事には御座候得共」といひ、避戰の意を暗示せるあり、有馬慶頼の如く、「明年春季渡來之節は、假令權道之御沙汰に相成候而も」といひ、眞田幸教の如く、「萬一異人願筋御聞届に相成候得は云々」といひ、假令幕府が開國策を斷行しても是を承認する意を明言せる者もある、前者は避戰論、後者は開國論と見做しても差支ない様に思ふ。今此見解に基きて新に計算する時は、開國論は二十五藩、避戰論は十九藩、拒絶論は十五藩となる、大勢の向ふ所は開國にあり避戰にあつた。主戰拒絶の説の振はなかつた事かくの如くである。然るに近世史に關する諸書は、概ね之を以て主戰論と爲し、甚しきは絶體攘夷の意見が多數であつたと云へるなどは、蓋し原文書を精讀せざるが爲で、著しく事實に反して居る。

之を要するに、諸大名の意見は、開國論者尤も多く、避戰論者之に次ぎ、拒絶論は比較的少數で

あつた。然れども其所謂開國論は、經濟問題を基礎とせるのでもなく、文化の輸入に重きを置けるのでもなく、嚴正なる意味に於ての國際關係を期待せる結果でもない。策論の表に現はれし所は、概ね皆國防の説を基礎として居る。即ち彼我勢力の相違甚しく、萬一兵端を開くに於ては、國威を損せん事を憂慮するの餘り、彼の要求に應せんとするのであつた。蓋し又一種の避戰論である。但筑前彦根二藩の如く、世界の趨勢は最早日本の鎖國を許さずといへるあり、備前藩の如く、時勢に従ひ古法を改めても、聖賢の教に背かずといへるあり、多少開鎖の根本問題に觸れたものもないではないが、それでも皆戰爭に必勝の算なきを述べて開國の餘儀なきを説いて居る。されば開國論と避戰論とは、策論の形式を異にして居るけれども、其の根柢は同じであつた。即ち共に避戰論に過ぎないのである。此の意義に於て諸大名等の策議

の歸着點は、避戰論であつたと云ふ事が出來よう。

諸大名の建議中、其開國を唱へし者といへども専ら國防の説を根據とせることは右に述ぶるが如くである。況や避戰拒絶の説を有せるものに於てをや。要するに皆眼前に迫れる外國勢力の壓迫に對して、如何なる手段を取るべきかを説けるのみ開國若しくは鎖國といふ様な、根本問題を解釋せんと試みたものではなかつた。かるが故に胸中開國の説を有しながら、其見る所に従ひ、或は避戰論を唱へ、或は拒絶論を唱へ、又或は拒絶延期の説を唱へた。水戸藩は前者に屬し、薩州藩は後者に屬する。蓋し當時識者の心を苦しめしものは開鎖の問題を超越せる、より大なる國家の興廢にあつたことは、幕末維新の史を讀むものゝ特に注意すべき所である。

諸大名の策論の性質が、既にかくの如くである

から、開國に反對したり拒絶論を唱へたとしてもそれが必ずしも鎖國論者でなく、開國論を唱へたからとて必ずしも識見高邁なぞ、稱することは出來ない、茲にも近世史家の誤解がある様に思ふ試に思へ、夙に海外の文明に憧憬し、其移植に努力すると共に、通商の利益を知る事更に深く、現に自から其利を收めて藩國を富ませる島津齊彬は暫く諾否の確答を與へず、武備整ふるを待ちて、打拂ふべしと云つて居るではないか、又後年攘夷論を唱へて幕府を惱ませる池田慶徳は、開國の説を唱へて居るではないか、慶徳の意見は其甚く所詳かでないけれども、齊彬の意見は、今少しく國力の充實するまで、開國を延期せんとするので、而も結論として打拂の説を述べたるは、強い刺戟を上下に與へんが爲の用意であつた。此外避戰論者中には、久留島通胤が、其書中米國に答ふる辭を掲げて、「彼國君主平和溫順之志意を以て、交親

を願欲する條は、世界中人心あるもの誰か是を好まざらん、我國に於ても跋望所希なきにあらず」といひ、然れども兵威を以て我を脅かするに於ては、我もまた之に備へねばならぬと稱せるが如き、

前田齊泰が米國の國書事をいひて「先書翰之面に而は敢て無理成筋共相聞不申候間此方より無體に打拂等に相成候而は、異成御仕向にも相當可申哉」と稱せるがごとき、又拒絶論者の中で、脇坂安宅が「都而交易之儀は、有無相通候を利益といたし候事に候間、國用缺乏品有之候得ば、於政府世話不致候には難成、既に寛永之頃までも、異國交易御世話御座候程之儀に而云々」と稱せるが如き、孰れも其衷心に開國の説を藏せる事を想像せしむるものがある。たゞ其時代が安政元年において、其相手が米國たりペリーたるに於て、之を其際に斷行するを不可とするのみ、開鎖の見解を示せるものでない。幕末に於ける對外意見は、概ね政論にし

て學說にあらず。此兩者は判然區別して考へねばならぬ。たゞ策論の形式を捉へて、直に新舊思想の衝突なりと爲すは由々しき誤解であり、又實に幕末の世相を無視せるものである。

諸大名の策議を見るに、孰れも和親通商といふ事のみに就いて考へることが出來ず、外國勢力の壓迫に對する、自衛上の見地に立脚せるのは何故であつたか、蓋し江戸時代のはじめに於けるスベイン、ポルトガルとの關係に鑑みる所の深いのは、いふまでもなく、更に其中頃から起れる英露二國との接觸また之を助けたのであるが、就中多大の刺戟を日本に及ぼせるものは阿片戦争の影響であつた。加之當年の識者は、西史の研究によりて、殖民政策による領土の擴張、武力を後援とせる商權の擴張は、歐洲諸國の常套手段であり、而して微弱なる國家が、往々其侵略を蒙れるものあるを知るに及び、單純なる通商關係の開始が、危険を

伴ふの事實を曉り得たると共に、顧みて東亞の天地を詠むれば、印度は之が爲に滅び、安南は之が爲に危機に瀕し、而して清國は之が爲に多額の償金を支拂ひ、領土の一部を割讓した、清國と日本とは僅かに海洋を隔て、相接する隣國である、歐米諸國に對して多大の危憂を抱ける所以蓋し茲にあつた。さればペリー渡來の際にも、敵國外患の意識を以て之を迎へたるも決して偶然でない。殊にペリーの威嚇的態度は、いたく其護國の精神を鼓舞し、諸大名中悲憤の情を述べたものも多かつたが、就中二百餘年來打つゝきたる泰平の述夢を破り、頽廢せる士氣を振興し、兵備の完成を遂げ以て能く歐米諸國に拮抗し得べき實力を養はねばならぬことを痛論せるに至りては、殆んど其凡てを通じて一致せる所であつた。蓋し其深憂の存する所であつたからである。

之を要するに諸大名の意見は、士氣頽廢し兵備

の整はざるの今日、事端を開くのは宜しくない、平和の應援を遂ぐると共に、國力の充實を圖らなければならぬといふにあつた。たゞ平和の應援を遂ぐるの手段として、或は開國説を取り、或は避戰論や拒絶延期論を取れるのみ、一言にして之を盡せば、戦を避けて國力の充實を圖るにあつた。是時に當り處士の横議未だ盛んならず、輿議公論は専ら之を諸大名の意見に求むべきである、此意義に於て國論の歸趨は避戰論であつたと稱するこゝが出来ようと思ふ。

更に諸大名と共に意見を徵せられし、布衣以上の答申を按ずるに、其世に存するもの極めて尠、今日までの予の知り得たのは、僅かに十餘通に過ぎないので、詳細を悉し難き憾あれども、前例に倣ひ之を分類せば大凡左の如くである。

一、開國論

(1) 和親通商を可ミする者、

小笠原長常 中與小姓

(ロ) 和親通商を可しすれども、數年の後に於てすべし
云へる者、

山本元七郎 役名未詳 遠藤寛 同上

(ハ) 暫く確答を避け、武備整へる後に、我より進みて
海外に航し通商すべしといへる者、

古賀増 儒役

(ニ) 要求の内、許容の簡條あるべし云へる者、

大久保忠豊 大番頭

二、避戰論

(イ) 要求は拒絶すべし、されど戰は開くべからず、暫
く確答を避くべし云へる者、

大小目付 (海防懸を除く)

(ロ) 確答を避くべし云へる者、

石河貞大 西丸御衆

三、拒絶論

要求を拒絶し狼藉せば打拂ふべし云へる者、

大坂在番大番頭 久貝正典、加納久徴

野間忠五郎 先手鐵砲頭

四、拒絶延期論

(イ) 暫く確答を與へずして戰を避け、武備整ふ後打拂
ふべし云へる者、

書院番頭 小笠原長毅 近藤是用 土岐胡昌 池田長頭
津田正人 花房正理 齋藤三宣 酒井忠禮

海防懸目付 安川安鎮 鶴殿長鏡 大久保信弘 堀利忠

(ロ) 暫く通商を許し、武備整ふ後拒絶すべし云へる
者、

評定所一座 三奉行の内勘定奉行は海防懸を除く

寺社奉行 本多忠良 松平信篤 太田資功

安藤信睦 松平輝繼

町奉行 井戸覺弘 池田頼方

勘定奉行 本多安英

要するに概ね皆避戰の説である。然るに世には
之をも解して、主戰の説が多いと云へるは、誤謬
も亦甚しといはねばならぬ。

かくの如く大名も有司も、現在の兵備國防に
鑑み、事を外國に構ふるを不可とし、避戰の説を
唱へて居る。されば此年十二月幕府が、諸大名等

に頒布せる達書に、ペリト再渡の處分を述べ、「來年致渡來候共、御聞届之有無は不申聞、可成丈此方よりは平穩に爲取計可申候」といへるは、確答を與へざる點には異同があるけれども、平穩の取扱をするといふ事は、諸大諸有司の多數が是認せる所であつた。又如何に開戦を不可とせりとはいへ彼より兵端を開くべく餘儀なくせられた場合には

何人も困難に殉ずるの覺悟を有せるのは勿論の事で、たゞかゝる場合の發生を希はなかつたのである。此意味は避戰論者の殆んど凡ての提唱せる所で、開戦論中には、これを明言せるものは稀であつたが、なほ京極朗徹、池田慶徳は、此事に論及して居る。蓋し通商の開始は、戦端の開始を避け得る手段だと解せるが爲であらう。されば同じく右の布達の後文に、「彼より及亂妨儀有之申間敷其難申、其節に至り不覺悟有之候而は、御國辱にも相成候儀に付、防禦筋實用之御備精々心掛、面々

忠憤を忍び、義勇を蓄へ、彼の動靜を致熟察、萬一彼より兵端を相開き候はゞ一同奮起、毫髪も御國體を不汚様、上下舉て心力を盡し、忠勤可相勵云々」といへるのも、また多數の是認せる處であつたのである。此意義に於てかの布達は、諸大名諸有司多數の意見を代表せるものと稱する事が出来る。

諸大名諸有司の意見かくのごとくなるの際、布衣以下の旗下御家人、並に諸藩士等が、其意見を直接又は間接に、幕府へ建白せるものもあつた。今暫く茲に合叙して參考に供する。但幕府に呈出せざるものは、一切省略し、別の機會に於て卑見を述べよう。

一、開國論

(1) 和親通商を可とする者、

向山篤 小普請組

高島喜平 代官手附

高松隆園 奥醫師

(ロ) 試に年限を定めて通商を許すべし、されど將軍の薨去を名こし三ヶ年間の之を延期すべしといへる者

町奉行組與力 仁杉入右衛門 東條入太夫 中村次郎八 東條入太郎 原喜左衛門

(ハ) 長崎港にて薪水食料を供給し、其他を拒絶すべし
云へる者、

大槻磐溪 仙臺藩士

二、避戰論

(イ) 和親通商は許すべからず、されど戰を避くべしといへる者、

松木大輔 役名未詳

(ロ) 打拂は古法なれども、今日に行ふ可からず云へる者、

森重再記 大番頭支配組與力

三、拒絶論

(イ) 要求を拒絶し直に打拂ふべし云へる者、

島村孝圖 西丸持筒組 岡本信太郎 學問所教示方出役

(ロ) 要求を拒絶し、狼藉せば打拂ふ可し云へる者、

窪田治部右衛門小普請組 井上三郎右衛門小普請組

四、拒絶延期論

仲田顯忠 役名未詳

確答を與へずして數年を延期し、其間に武備を整ふべしといへる者、

一色榮五郎 學問所教示方出役 岩瀬修理 同上

此外小普請組勝義邦は、書を幕府に上りて、大船製造の禁令を解き、然る後我より海外に航して貿易を行ひ、其利益を以て軍備を講すべし、宜しくまづ支那朝鮮又は魯西亞の邊境に赴きて之を營み、内地の貿易は拒絶するが宜いと論して居るが、米國のみを對象とせる策論でないから、右の分類中には加へなかつた。なほ林家塾長河田八之助及び小花和正助幕 鹽谷岩陰 山縣藩士等の上書もあるけれども、孰れも國防に關するものゆゑ省略する。

諸大名諸有司等の建議は多數に上り、一々之を評説することは出来ない。暫く其主眼とする所に

より、大體の分類を試みたのであるが、今少しく内容を調べて見たい。

先づ開國論に就いて考ふるに、其論據は、概ね士氣頹廢し兵備の完からざる今日、戦を開くべきでない、寧ろ米國の要求を動機として開國しようといふにあつた。黒田齊薄、井伊直弼、堀田正篤、池田慶徳、中川久昭、伊達宗孝、溝口直諒、松平齊民、堀直央、太田道淳、木下利恭、京極朗徹、さては山本元七郎、遠藤寛、向山篤、高島喜平、町奉行支配組與力の如き皆其意見である。淺野齊肅、酒井忠義、小笠原長常、大久保忠豊等は、明かに其事由を述べて居ないが、眞意の存する所は矢張同じであらう。而して中川久昭、堀田正篤、松平齊民、町奉行支配組與力が、豫め貿易を行ふ年限を定めおき、期限に至りて之を繼續する否とは、時の宜しきに從ふべしといひ、伊達宗孝が通商の開始は數年後に於てすべしといひ、井伊直

弼が内地貿易を非として出貿易を唱へ、松平典則大槻磐溪が通商を拒みて薪水食料のみを給與すべしといひ、古賀増が、數年後武備の整ふを待ち、海外に赴きて交易すべしといへるの外は、皆明年ペリー再渡の際、直に其要求に應ずるの説であつた。蓋し年限を定めて置かうといふのは、まづ試みに貿易を行ひ、其成績を見て可否を決するにあり開國を數年後に延期せんとするは、彼我勢力の著しく相違せる今日、直に世界の交際場裡に入るの危険であるから、國力の充實するまでの餘裕を得たいといふのであり、出貿易の説は、直弼のは衷心密かに和親通商を好まざるが爲に、「兎角彼を寄せ付ざる處良策と被存候」といへる所見により、貿易場を遠く海外に求めんとするにあり、古賀増のは詳かでない、又大槻磐溪は、排米親露の策を有せるが爲に、米國との通商を拒まんとするにあつた。(排米親露の説は當時かなり有力であり、幕

府も亦一時之が爲に動かされたのである。詳しくは拙著「幕末史の研究」の中に述べて置いた。参照を望む。

さてまた開國の説を有する人々は、如何なる方法により、如何なる場所に於て、貿易を行ふ考であつたか、黒田齊溥は、貿易は長崎に於て、蘭人と同じ待遇を與へ、薪水食料は之を浦賀に於て給與し、石炭の置場として小笠原島を貸與すると共に、我商船もまた廣く海外に航して、盛んに其利を征すべしといひ、山本元七郎もほゞ之と同説を唱へ町奉行支配組與力及び遠藤寛は、長崎に於て蘭人と同じ待遇を與ふべしとのみいひ、松平齊民は、長崎に於て蘭人を介して之を行ひ、待遇は蘭人と同くすべしといつて居る。又太田道淳、溝口直諒、内田正義、高島喜平が單に長崎に於てすべしといへるは、蘭人と同じ待遇を意味し、酒井忠義が蘭人を介して之を取扱はしむべしといへるは

媒介者にするの意味であらう。此外向山篤は、浦賀に於て蘭人と同じ待遇を與ふべしといひ、高村隆園は伊豆の大島に於てすべしといひ、大槻磐溪は薪水食料等を給與せんが爲に、下田鳥羽長崎の内一港を開くべしといひ、出貿易の説を唱へし井伊直弼は、石炭食料等は長崎に於て供給し、貿易は商船を蘭領ジャバに遣り、同地の和蘭商館に於て蘭人を介して之を行ふべしと云つて居る。古賀増が、暫く確答を與へずして武備の整ふを待ち、我より廣く諸蕃に赴き、交易すべしといへるは、それもまた出貿易の説か、策論の意味は詳かでない。かくの如く諸氏の間多少の相違はあるが、概ね皆長崎港を開きて、和蘭貿易に准據しようといふにあつたのである。

開國の説を有せる人々の意見は、ほゞ右に述ぶるがごとくである。即ち彼等は主として避戦論を前提として、開國といふ結論に達したけれども、

其中には開鎖の根本問題に觸れたものもないではない。黒田齊溥が、世界に於ける形勢の變化は、また日本の鎖國を許るさない。且鎖國は古法なり

と考ふるものもあれども、二代將軍の頃までは、廣く諸外國と交り、將軍の直書をも贈つて居る。

いま和親を許したりとも、先例に背けるものとは云へない、況や米國の如きは、禁制の國に非ざるに於てをや、又貿易を許すは、日本の富強を促がす所以であるといひ、伊達宗孝は、時勢に古今の變遷がある、徒らに鎖國の舊制に固執するのは不可なりといひ、井伊直弼は、今日の危變に臨み古法を墨守するは、皇國の安泰を期する所以でないといひ、池田慶政は、時勢に従ひ國法を改むるは、聖賢の教に背くものにあらずといひ、また向山篤は黒田齊溥と同説を、山本元七郎は伊達宗孝と同説を述べ、高島喜平、古賀増、勝義邦の如きも、貿易の利益を論じて居る。蓋し開國の事たる當年

識者の概ね異議なき所なれば、自ら之に觸れたので、他の多くの人々が茲に及んで居ないのは、米國を對象とせるが爲であらう。

諸大名諸有司の建議は、米國に對する處分に就きての諮詢に答へたものであるが、又往々にして他の諸國に論及せるものもあつた。黒田齊溥は、米國と共に露國にも之を許すべきを説き、米露の二國は信義あり、現に米國のごときも害心を含めりとは思はれず、其請を拒み戰を開くは無名の師である。露國も前年レザノフ渡來の際不都合の待遇を與へ、外聞も宜しからず、且境を接する強國であるから、萬一不和を生せんには、蝦夷奥羽の地方は、彼の侵略を免れないであらう。故にこの二國に對しては國を開き、英佛二國は之を拒むが宜い、英佛は不信不義の國である、殊に歐米諸國は實戰の經驗あれども、我國は昇平既に久しくして民皆戰を忘れた、今にして事を外國に構へるの

も一利がある。宜しく米露と和し英佛と戦ふべしこれ武威を振興する所以である。果して然らば、米露の二國必ず來り援けるであらう、英佛を敵としても恐るゝに足らぬといひ、伊達宗孝は、米國の外にも前年通商を出願せる諸國にも、之を許すべしと云つて居る。嘉永六年以前通商を要求せるは英露の二國であるからこれを指せるにや、されど英國のは遠く延寶時代まで遡るのであるから、露國のみを指せるにや詳かでないが、兎に角米國以外にも之を許すにあつた。又溝口直諒は英露の二國はかねて通商を希望して居るから、米國に許せばこの二國にも許すが宜い、殊に露國は信義ある強國で、長崎へ渡來の態度の穩なる、米國が國禁を犯し内海に入れるがごとき比でない、宜しく露國を第一とし、次に英國次に米國に及ぼしたい貿易額も英米の二國は、露國の二分の一と定め、其他の諸國は來りて求むることありとも、悉く拒

絶すべしといひ、向山篤は、米國の外英佛露もまた宇内の強國であるから之を許し、其他の諸國へは、貿易額に制限を加なければ、我商品に不足を生ずる恐があるといひ、山本元七郎は、米國の外には英露の二國に許すべしといひ、高島喜平は廣く諸外國と交通貿易する必要を述べて居る。黒田齊溥が米露の二國と結びて、英佛と戦ふべしといへるは、其策議中に云へるが如く、戰によつて社會の情弊を一洗せんとする策略で、所謂外國を以て内國を制するにあつた。而して齊溥が溝口直諒と共に露國は信義ある強國なりと云へるは、當年識者間にカナリ濃厚なりし親露主義と密接の關係がある、殊に齊溥の米露二國に頼りて英佛に當らんと説けるは日露盟約論を唱へたる筒井政憲、川路聖謨、江川英龍等の意見と、或程度まで一致するものであつた。なほ米國は、我に對して敵意を有するものにあらずといへる黒田齊溥、木下利恭

の所見は、衆説に反せるものであつた。

更に避戰論を顧るに、彼我勢力の相違の甚しき今日、難を外國と構へるのは國家を危くするものであるから、戰を避けて徐ろに後圖を爲さうといふ主張を有したれども、和親通商は許す可からずとの見解に至りては、即ち拒絶論者と同一であつた。然らば其和親通商を不可とする理由如何、徳川慶勝、前田齊泰、細川齊護、細川立則、龜井茲監、久留島通胤は、米國は表に平和を裝うて居るけれど、其眞意圖り難し、之に應ずるは將來の禍害を招く恐があるといひ、立花鑑寛もほゞ同説を唱へた。松平定猷が米國の態度に威劫の意を舍めるを憤慨し、かくの如く凌辱を蒙りてまでも、和親通商を許さんとするは、御職掌に於て相濟まざる事なりといひ、更にまた一旦之を米國に許さば、他の諸國でも許さなければならぬ、果して然らば號令行はれず、遂に諸國の轍を踏むに至らん

と稱し、大小目付は、假令彼の請を許したりとも貪慾無慙のものなれば、自から後患を生じ、異變の根元たるべしといひ、松本大輔は、貿易を許さば目前の無事を保つ事は出来るが種々難題を申立て、亂階を開くであらうといひ、森重再記は、打拂の不可を云へるのみで、和親通商の是非に及ばず、伊藤宗城、松平齊貴、石河貞大等も、別に其理由を述べて居ないが、小出英教、上杉齊憲は國禁なりといひ、伊達慶邦、島津忠寛は、貿易は奢侈を長ずるのみならず、我は國內の自給によりて不足を感ずることがないと云つて居る。殊に慶邦が米國に石炭の置場を貸すのは、之を足溜りとして我を伺ふ禍源たらしむるものであると云へるは蓋し其野心を疑へるからである。思ふに國禁を説いたり、貿易の無益なるを論じても、それは必ずしも最大の理由でない、彼等の深憂の存する所は貿易の開始其事よりも、寧ろ貿易の開始が彼の野

心を遂げしむる楷梯たらざるやを疑へるが爲であつたらしい。

拒絶論者に至りては、歐米の野心を方説すること、避戦論者の上にあつた。新庄直虎は、貿易を許さば暫の間は日本の利益ある様にして人心を收攬すべきも、年を経るがまゝに専恣横行制することが出来ない様になるといひ、鍋島齊正は、之を米國に許さば、英露二國にも許さなければならぬ、果して然らば彼の無用の品を以て、我有用の品に代ふるのみならず、將來如何なる難題を申立つるかも圖り難し、貿易を許すは一時偷安の策であるといひ、毛利慶親、毛利元周、毛利廣篤、毛利元純もまた、鍋島齊正とは同説を唱へ、清國も貿易から事起りて戦を生じ、人民塗炭に苦む様になつた、其心しなければならぬといひ、山内豊信は、外人は兵威を以て交易を開き、仁愛を以て無智の輩を懐柔し、遂に日本を奪はんとす、宜し

く阿片戦争に鑑みる必要がある。且米國に許さば其他の諸國にも許さなければならぬ、かくては國力盡きて、萬民疲弊するであらうといひ、保科正益は、米國の國書を見るに、武威を張りて我國民の氣を挫き劫かすの作意は明かである、且往年胡虜東陲を掠め、西邊を擾さんとして、守備の嚴ならざるを聞き、始めて輕侮の志を生じ、連年遊船を以て邊海を窺ひ、陽には薪水を求め、陰には山川を測量する事茲に三十年、近時また遠洋に出沒す、其勢邊海の疊に乗じて我國を奪はんとする様である、今夏に至り四隻の軍艦を以て贈る所の文意威力を挟み制劫を敢てす、即ち彼が慣用の手段である、今若し交易を許さば土地を借りたいと云ふであらう、既に土地を借らば、城を築くであらう、然る後之に據らば、禍踵を旋らす可からずといひ、水野忠良は、一旦貿易を許さば、厭くなき欲を遂ぐるに至るべしといひ、松平慶永は、ペ

リーの呈書を按ずるに、使命を遂げんが爲に兵威を挾むのみにあらず、我國法を無智の政體と稱するの類、本邦を蔑視するの甚しき言語に絶す、彼の請願のまゝ許容せば、神州の屈辱は勿論、更に萬國舉りて之を請ふに至らば、本邦有限の財物を以て、萬國無盡の嗜欲と交易し、衰弊忽ちに生ずるであらう、且屈辱を忍び、武威の衰弱を見透かさらるゝ時は、異國はさておき、全國の大小名までも幕府を侮りて政道行はれず、遂に足利末世の如き世態を生ずるに至らんといひ、有馬慶頼は、米國の國書は表に平穩を装へども、兵力を以て事を遂げんとの存意は明かである、其情態憎むべし國法によりて之を拒絶するを、可とすといひ、脇坂安宅は、ペリーの呈書を見るに、日本昇平の士風を見掠め、武威を以て望を遂ぐべしとの形勢顯然なり、其請を納るゝは即ち彼の武威を恐怖するものといふべく、遂には萬國の侮を受けて、國體

を汚する至らん、況んや英露の諸國相繼で來り、國財を衰耗せしむる恐あるに於てをやといひ、南部利剛は、例令其請ふ所を許さんにも、將來必ず兵端を開くに至らん、漂民撫卹の外は之を拒むに若かずといひ、田安慶頼は、異人の情態を按ずるに姦智を逞うして諸國を蹂躪し、更に我國を凌駕せんとす、豈彼が詐術に陥らんといひ、野間忠五郎は、外人は奸智の深いものであるから、通商御免の後は如何なる難澁の出來せんも計り難し、程よく仁義を立て道理を以て、之を拒絶すべしといひ窪田治部右衛門は、米船浦賀の番所を乗越え、内海を測量し、強て交易の願書を呈出せるのみならず、右の文中には本朝を輕蔑せる様の事もある、後日再び來り兵威を以て劫さば之を打拂ふべしといひ、井上三郎右衛門は、米國の國書たる、表に信義を含み裏に害心を藏し、不敬の文意があるから、其請を卻けねばならぬ、又貿易を許さんにも

最初の間こそ日本の利益を圖るかもしれぬ、將來は必ず悪弊を生じ、武威次第に衰ふるのみならず諸外國相繼で渡來せんには、容易ならざる事であるといひ、仲田顯忠は、米國の國書は文辭不遜、皇國を蔑如せるが上に、ペリーの呈書の如きは、兵威を挾みて貿易を強請して居る、思ふに我國の武威衰へしを侮りての事であらう、開關以來まだ嘗て外國の辱を受けず、今に至りて國體を損し威光を失ふのは殘念である、宜しく具請を拒むべしといひ、鈴木徳之助は、外人は常に和親貿易を名として侵略を行ふ、許す可からずといひ、其他徳川慶喜、藤堂高猷、蜂須賀齊裕、大坂在番の一番頭、岡本信太郎等は、皆國法によつて拒絶すべき事を擧げ、丹羽長富は、貿易の有害無益なるを説いて居る。拒絶論者の通商開始に反對する事由は概ね此の如くであつた。

避戰論者及び拒絶論者が、通商の開始に反對せ

る理由は上述のごとく、誠に複雑ではあるが、之を約すれば概ね左の五項に歸することが出來よう

- 一、米國の野心を疑ひ、之を交るごきにつきて危險を感じたる事。

- 二、米國の不遜なる行動を忍びてまでも、其要求に應ずるを好まざる事。

- 三、米國と通商せば、其他の諸國も之を許さなければならぬといひ、かくのごききは我國方の堪へざる所なりと考へし事。

- 四、通商の必要を感ぜざりし事。

- 五、和親通商の開始は、國家の制度に觸るゝが故に不可せざる事。

右の中、第四項を重なる理由にせるは伊達慶邦、

島津忠寛、以上避戰論者、丹羽長富、拒絶論者、第五項を重なる

理由とせるは小出英教、上杉齊憲、以上避戰論者、藤堂高猷、蜂須賀齊裕、徳川慶喜、以上拒絶論者、等であつた。

其他の人にも、この二項に論及して居るものもあるけれども、寧ろ副因とも稱すべく、専ら第一項

乃至第三項によりて反對して居る。即ち徳川慶勝、龜井茲監、細川齊護、細川立則、久留島通胤、立花鑑寛、大小目付、松本大輔、以上通戦論者、新庄直虎、保科正益、水野忠良、南部利剛、徳川慶頼、野間忠五郎、鈴木徳五郎は第一項を、有島慶頼、仲田顯忠は第二項を、鍋島齊正、毛利慶親、毛利元周、毛利廣篤、毛利元純、山田豊信は第一項と第三項とを、松平慶永、脇坂安宅、井上三郎右衛門、窪田治部右衛門、以上拒絶論者、松平定敬、避戦論者は第二項と第三項とを根據とした。

抑も米人の不遜なる態度に憤慨し、かゝる凌辱脅迫を忍びてまでも、其要求に應ずべきでないといへるは、國體擁護の精神に基き、米國に通商せば他の諸國にも許さなければならぬが、かくのごときは我國の堪へる所でないといへるは、従來國內の自給自足のみを目的とせる幼稚なる我商工業にして、俄に歐米の諸國を顧客として迎ふる時

には物資の缺乏を來さんを慮り、且は政治上又は軍事上の施設の不充分なるに、危懼の念を抱けるが爲であつた。故にこの二項を根據とせる論者は、必ずしも鎖國政策に固執し、或は通商貿易を絶対に嫌惡せるのではない。殊に後者の如きは、米國のみであるならば、之を許して差支ないとの反證を有し、開國論者中でも同じ憂を抱くものありしことは上文に述べて置いた。又米國の野心を疑へるは、過去の對外關係に基き、且は新に得たる外國智識によりて、一歐洲諸國の勢力が、常に抵抗力の微弱なる所に向つて、恐るべき作用を爲すを知れる爲であることも、亦既に論せるが如くである。されば彼等は皆期せずして舉國一致の必要を説き、國防の急を叫び強國の實を擧げんとしたのであつた。而も彼等は開國に反對する意見を述べ、併せてまた或は米國の要求の至當なるを承認し、徳川慶頼、龜井茲監、細川齊護、久留島通胤、立花鑑寛等がそれである、上文参照。或は米

國のみなれば不可ならずとして居る。鍋島齊正、毛利慶親、毛利元周、毛利慶篤、毛利元純、山内豊信等がそれである。上文参照。 かくの如きは開國其のものに反對したといふよりも、開國に伴ふ弊害を憂ひ、國力の充實するまでの間開國を猶豫し、各之を制限せんとするにあつたらしく思はれる。

要するに拒絶論者、避戰論者等は、開國反對の意志を表現せるにも係らず、其多くは同時に鎖國論者でなかつた事を注意しなければならぬ。即ち彼等は米國を對象とせる現在の政治問題として、開國に同意する事が出来なかつたのである、たゞ避戰論者中では伊達慶邦、島津忠寛、小出英教、上杉齊憲、大小目付、松本大輔、拒絶論中では徳川慶頼、徳川慶喜、蜂須賀齊裕、藤堂高猷、南部利剛、丹羽長富、水野忠良、保科正益、新庄直虎、野間忠五郎、鈴木徳之助等が、反對の意見のみを述べて、開國の事を暗示しないけれども、純然たる鎖國論者たりしや否やは疑問である。南部利剛

が、なるべくは穩便の取計ありて、靜謐に事濟む様に希望するが、假令其請を許したとしても、兵端の開けないといふ保證の不可能なる以上、寧ろ必戰の覺悟を定めて、拒絶するに若かずといへるなどは、衷心からの鎖國論者とは思はれない、又伊達慶邦が策議提出の際、開國論者にして且其侍讀たる大槻磐溪に相談して居るのを見ても、意見に表裏のあることを推察することが出来る、然れども策議の文意に就きて云へば、慶邦其他の十餘名をば暫く鎖國論者に認定しても差支ない、即ち形式上鎖國論を提唱せる、少數黨の代表者であつた。

最後に拒絶延期論者を顧みるに、彼等は孰れも米國の請を卻くるを可とするものでありながら、現在直に之を斷行するを好まず、武備の充備するまで延期せんとするにあつた。而して延期の手段としては、(一)暫く貿易を許す、(二)平和の應接を主

とす、(三) 諸否を明言せずとの三説に分つ事が出来る。内藤正義、松平忠國、伊達宗紀、評定所一座は第一説、徳川慶篤は第二説、島津齊彬、松平定保、書院番頭、目付等は第三説を唱へた。堀信義が、通商開戦共に宜しくない、先づ武備を整へてから手切に及ぶべくと云へるは恐らくは、徳川慶篤と同説であらう、要するに一種の避戦論であつた。而して避戦論者の多くが鎖國論者でなかつた。徳川慶篤、島津齊彬は、胸中共に開國の策を案じながら、國力の充實せざる以前に國を開くの危険なるを思ひ、暫く其時期を遷延する政見を有して居た。此事は廣く他の文献を引證して考察しなければならぬので、詳細の説明は別の機會に譲りたいと思ふ。又内藤正義等が暫く通商を許さんといへるは、即ち開國論であつた。但彼等が武備充實の曉に、拒絶すべき事を述べたのも、果して眞意

なりや否や、これ亦疑問と云はねばならぬ。内藤正義が、米國は充分日本の國情に通じて居るから若し不意に内海に乘入れて亂暴狼藉せば、到底防禦する事は出来ないのに、事茲に出でず、穩かに通商を求むるのは禮を重せるものであると云ひ、松平忠國が、露國にして同じく通商を要求せば年限を定め、蝦夷地附近に於て之を許すが宜いと云へるに徴し、其最後の結論たる拒絶案が、上下に刺戟を與ふるにありし事を、想像せしむるものがある。

以上の考察にして若し誤りなしとせば、假令米國を對象とせる策議に於て、開國を不可とするものと雖も、其大半は衷心から開國其物を是認しないのではなかつたと考へる事が妥當であると思ふ。而もなほ之に反對せんとするのは、略上述の如き理由に基けるのであつたが、それ以外にも根據とする所がないでもない。是時に當り一世を擧げ

て泰平の隆治に馴れ、偷安苟且を事とするの有様であるから、一向に米國と隙を生ずるのを憂ひ、彼の要するがまゝに通商を許して、一時を漏縫したといふ考のものが多く、士氣は頽廢を極めて居る。若しかゝる情勢に放任し、何等の刺戟をも與ふることがなかつたならば、人心益々萎靡して振はず、遂に外國の壓迫に堪へ得ない様な有様に陥りはせぬかとは、一部識者の憂慮であつた。されば新庄直虎は、

太平之世之情態に而、庶人は勿論、武家に於ても兎角戦争を恐れ、只々無事に交易御免被爲在候様祈望仕候趣にも候哉に承り及中候。……只今諸人之意に被爲隨、交易御免被仰付候はゞ、差當而之所は誠に平穩無事之様には御座候得共、追々諸蠻より願出候義も有之一方は穩に相成候とも、一方に爭論を生じ可申、……人情に被爲戻候には御座候得共、祖宗之御遺志を被爲繼速に御手切之御挨拶被爲在候方は、危に似候得共却而安全之基を奉存候。

と云ひ、鍋島齊正も亦、

敵國外患有之時は、却而國家之御幸にも可有之、有爲之主有爲之時、御事業を御立可被遊御時節歎き奉存候と云ひ、松平慶永、松平定敬、山内豊信、有馬慶頼、保科正益等が、「一先づ通商を許し、武備の整ふを待ちて、之を拒絶せんといふものもあれど、宜くない、若し之を許さんには、人心偷安に陥り武備の整ふ時はなからう」と云つて居るのも、皆この危憂に基けるのであつた。通商の開始が士氣を挫折する恐ありとの事は、開國論者の中にも之を説くものがあつた。即ち向山篤の如きは、「通商を許さば人心の弛廢するのは免れない所であるから、盛んに武事を奨勵して、之を豫防しなければならぬ」と論じて居る。蓋し危憂を同じくして見解を異にせるが爲に、一は開國論となり、一は避戰論又は拒絶論たるの相違を生せしめたのであつた。徳川慶篤、島津齊彬が、將來打拂を實行せん

といへるのも、亦此憂慮を抱き、人心を刺戟する
用心が含まれて居る。

之を要するに大名有司等の策議の今日に存する
ものに就きて考察すれば、其多數意見は、事端の
開くるを不可とせる避戰論であり、而してまた開
國論を提唱せる者も尠くはなかつた。暫く之を以
て國論を代表せしむるものとせば、國論の歸趣は
避戰論であつたのである。而も其中で開國に同意
せざるものゝ大半は、米國に對する政策として
開國に不同意なので、開鎖の根本問題に觸れたも
のでなかつた。故に其策論中隨所に其意を偶して
居るものも多い。鎖國政策の固執は、時代の趨勢
ではなかつた。然るに世上の史家概ね皆主戰の暴
論を唱ふるもの多きを説き、開國を唱ふるものゝ
尠きをいふは事實を顛倒せるもので、全然誤解と
いはねばならぬ。殊に當時少數の識者のみが、開
國論を唱へたのであるとて、避戰論者や拒絶論者

を卑下し、開國論者を稱揚して居るけれども、彼等
の策議は、開鎖の問題に就いての意見を述べたの
でなく、眼前に横はれる日米問題の急務を解決せ
んとする政論たるを知らば、かゝる評論の妥當な
らざる事は、自から理解せらるゝであらう。

大名有司の建白は、なほ深く其内容に立ち入り
て考察する時、そこに種々なる世相の現はれがあ
るけれども、本論の主とする所にあらざるを以て
別の機會に、別の題目によりて、斧正を仰ぎたい
と思ふ。又幕府がかゝる諮問を敢てせる事由に就
いても、殊更に省略せる事を附言して置く。